

こんにちは 松坂みち子 です



日本共産党市議会議員 松坂みち子の活動報告
ご意見など、ぜひお寄せ下さい。

< No.293 2016.10.19 連絡先 402-1622 >

9月議会 3件の議員発議（意見書）がありました

発議第1号 奨学金制度の充実を求める意見書：全会一致で可決

現行の奨学金について、利用者が増加傾向にある一方、卒業後の収入が安定せず返済に悩む人が少なくないことなどから、以下のことを求める意見書です。

- 1、学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないよう、奨学金や授業料免除などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、平成29年度をめどに給付型奨学金を創設すること。
- 2、希望するすべての学生等への無利子奨学金の貸与を目指し、有利子から無利子への流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
- 3、低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。
- 4、返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。併せて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

発議第2号 無年金者等の対策の推進を求める意見書：全会一致で可決

年金の受給資格期間の短縮は、無年金対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、安心の社会保障の実現を図るため、以下のことを求める意見書です。



- 1、無年金者対策は喫緊の課題であることから年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、平成29年度中に確実に実施できるよう必要な措置を行うこと。
- 2、低年金者への福祉的な措置として最大月5000円（年6万円）を支給する「年金生活者支援給付金」等については、財源を確保した上で、できるだけ早期の実施を目指すこと。

※発議第3号は裏面

みち子のひとりごと 続・沖縄

沖縄へ行ったのは、もちろん、東村高江のヘリパッド建設の強行を阻止しようと頑張っている地元の方々との連帯をふかめ、共にたたかおうという一番の目的がありました。沖縄の戦争では何があったのかを知ろうという目的もありました。それに加えて今回は、沖縄のうたごえの方々との交流も一つの目的でした。

交流は一日目の夜。飲み食べ放題のお店でガラス張りの部屋を貸切り、キーボードとアコーディオンを持ち込んでの歌う会。外に音は漏れているでしょうがお構いなし。むしろ写真をお撮らせてとお店の方が来たのです。10月のお客様としてボードに写真を貼るのだそう。11月にまた行けば見られるかも？何と自由なお店なのだとびっくり。もう一つ、現地の方にお借りしたアコーディオンの音色がとてもすばらしい。いつも弾いているのは大違い。いいアコはこんな音が出るんだあと感激。

やっぱりいい楽器が欲しいなあといふ思いが、ふっふっつと湧いてきた沖縄の旅でした。



9月議会 和歌山市奨学金返還支援基金条例成立

9月議会で、上記の提案と合わせて、奨学金返還助成制度が示されました。その内容は、
 ①奨学金を借りている学生が市内の企業（制度に参画する企業にかぎる）に就職し、
 ②3年間勤務及び市内に在住したのち、
 ③25万円×奨学金受け取り年数を限度に助成する。
 ④職種は、医療・介護・福祉系に限る。
 というものです。

助成にかかるお金は、市と参画する企業が1対1の割合で出損（寄付）します。

職種が限られていること、3年間の間に転勤があったらどうなるのか、就職の際に逆に不利益となることはないか等々、課題も考えられますが、奨学金の返済に助成をする第一歩を踏み出したことを評価し、共産党市議団も賛成しました。実際に運用されるのは3年後以降になります。



発議第3号 台湾の国際民間航空機関（ICAO）など国際機関・国際連携への正式加盟・参加について支援を求める意見書：賛成多数で可決

発議第3号について日本共産党市議団は、他国間の関係について口を出すのは控えるという立場から退席・棄権しました。

川柳
ボケられぬ
松茸を
安倍さんに

我が家の家計
食へたあの日は
いつの日か
まかせたい

大野啓子さん
年金ぐらし
サバイバル



「あたらしい憲法のはなし」 9

憲法は、天皇陛下を「象徴」としてゆくとにきめました。みなさんは、この象徴ということ、はつきり知らなければなりません。日の丸の国旗を見れば、日本の国を思い出すでしょう。国旗が国の代わりになって、国をあらわすからです。皆さんの学校の記章を見れば、どの学校の生徒かがわかるでしょう。記章が学校の代わりになって、学校をあらわすからです。いまここに何か眼に見えるものがあり、ほかに眼に見えないものの代わりになって、ほかのをあらわすとき、これを「象徴」といいます。こんどこの憲法

の第一条は、天皇陛下を「日本国の象徴」としていただくのです。つまり天皇陛下は、日本の国をあらわされるお方ということになります。また憲法第一条は、天皇陛下を「日本国民統合の象徴」とあるとも書いてあるのです。「統合」というのは「一つにまとめている」ということです。つまり天皇陛下は、一つにまとめた日本国民の象徴でいらっしゃるのです。これは、私たち国民ゼンたいの中心としておいでにあるお方ということなのです。それで天皇陛下は、日本国民ゼンたいをあらわされるのです。

市主催 原爆写真展 開催中

10月17日（月）～25日（火）

市民ギャラリー（市役所1階）

広島・長崎の原爆被害や現在の核兵器の状況などについての展示

ぜひご覧ください。

こんにちは松坂みち子です No. 293